

平成 17 年 8 月 26 日

各 位

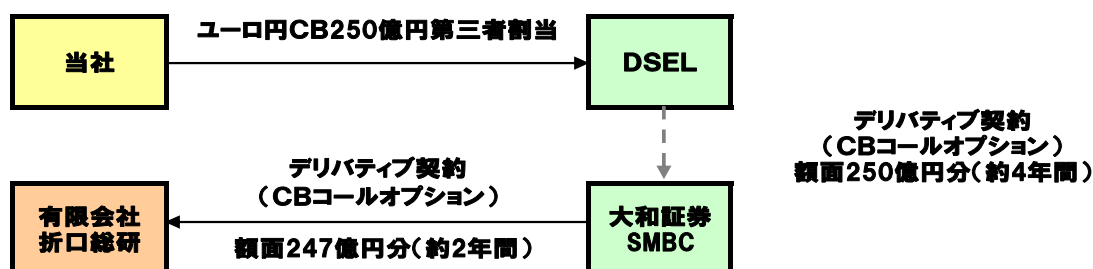
会 社 名 グッドウィル・グループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼 CEO 折口 雅博
(コード番号 4723 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役兼 CFO 金崎 明
(TEL. 03 - 3405 - 9262)

2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 26 日(金)開催の当社取締役会において、Daiwa Securities SMBC Europe Limited (DSEL)への第三者割当により、2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(250 億円)を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社代表取締役会長折口雅博が取締役を務める有限会社折口総研(折口総研)は、大和証券エスエムピー株式会社(大和証券 SMBC)との間でデリバティブ契約(折口総研がCBコールオプションの取得者であり、その権利行使期間は約 2 年間。)を本日締結いたしました。(内容については別紙をご参照ください。)

なお、大和証券 SMBC は DSEL との間でデリバティブ契約(大和証券 SMBC がCBコールオプションの取得者であり、その権利行使期間は約 4 年間。)を締結する予定と聞いております。



<資金調達目的等>

今回の資金調達は主として、グループ事業の中長期的な継続的成長を実現するための設備投資などの先行投資資金や事業拡大に伴う運転資金の確保などを目的としております。特に、当社のコアビジネスの一つである「コムスン」における施設介護事業を注力事業と位置付けており、強化してまいります。

また、資金調達の多様化を図り、資金使途と市場環境に合わせた資金調達を機動的に行うことを趣旨としております。今般の資金調達にあたっては、転換社債型新株予約権付社債の発行により、先行投資資金を低コストで確保するとともに、中期的には新株予約権付社債の転換による財務体質の強化を企図しております。

発行総額 250 億円の資金使途としましては、下記を予定しております。

(1)「コムスン」施設介護事業における既契約済介護施設建設費用予定分:合計 120 億円

- ①介護付高級有料老人ホーム「コムスングーデン桜新町」
- ②介護付高級有料老人ホーム「コムスングーデン用賀の杜」
- ③ケア付レジデンス「バーリントンハウス吉祥寺」

(2)「コムスン」施設介護事業における新規展開・設備投資予定分:80 億円

- ①認知症対応型共同生活介護「グループホーム」

ご注意: この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。

②通所介護「デイ・サービス」

③介護付有料老人ホーム「コムスンホーム」

④介護付普及型有料老人ホーム「コムスncourt」

(3)事業拡大に伴うグループ各社の運転資金確保予定分:50億円

先日の決算発表でお知らせいたしましたように、従来の積極的な事業拡大戦略に伴い、当社の連結有利子負債額は約 696 億円、D/E レシオベースで約 1.9 倍と比較的高い水準となっておりますが、今後の収益性重視経営への移行を考えますと、現状の資本構成を抜本的に見直すことにより、会計上の利益圧迫による EPS の低下を避け、キャッシュフロー上の制約要因を取り除いて適切な投資を実行可能とすることが、企業価値の向上、ひいては株主様の利益に資するものと判断致しました。

今後、中長期的な収益の成長を加速させてまいります。

<本新株予約権付社債の特徴>

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行することによる金利コストの最小化を実現すると共に、新株予約権の諸条件の設定方法を工夫することにより、1株当たり利益の希薄化に配慮しつつ株価上昇時には円滑な転換を促し、財務体質の強化を図ることを目指しています。

本新株予約権の基本的な性格は、転換促進のため転換価額が毎月修正されるものですが、当初約 2 年間は転換価額の修正に際して、時価からのディスカウントがなく、転換価額の下限を基準株価(※)の 95%とすることにより、株価下落時において転換が進むことによる 1株当たり利益の希薄化を抑制しております。その間、当社の大株主(安定株主)である有限会社折口総研がCBコールオプションを保有することにより、転換によって増加する新株の市場流出が防止され、株価への影響は最小限にとどまると考えております。

3年目(平成 19 年 9 月第 4 週)以降は、転換価額の変動幅を広げる(基準株価の 150%~50%)ことによって、株価の下落時においても株式への転換が促進され、希薄化が生じることになりますが、一方で、限られた残存期間内に資本増強が実現し易い設定となっております。

※基準株価とは、平成 17 年 7 月 26 日から平成 17 年 8 月 25 日までの東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(193,087 円)でございます。

ご注意: この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出は行われません。
また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。

本新株予約権付社債の概要

- | | |
|--|--|
| 1. 社債の名称 | グッドウィル・グループ株式会社 2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 本社債の発行価額 | 本社債額面金額の100%(各社債の額面金額1億円) |
| 3. 本新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 払込期日及び発行日 | 2005年9月16日 |
| 5. 募集方法 | 第三者割当の方法により、Daiwa Securities SMBC Europe Limited に全額を割り当てる。 |
| 6. 本新株予約権に関する事項 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | イ. 種類
当社普通株式
ロ. 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号②記載の転換価額(但し、本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株の100分の1未満の端数(当社が単元株式数についての定款の定めを設けた場合には、1株未満の端数)は切捨て、これにつき現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端数(当社が単元株式数についての定款の定めを設けた場合には、単元未満株式)が発生する場合には、端株として商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして(当社が単元株式数についての定款の定めを設けた場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして)現金により精算する。 |
| (2) 本新株予約権の総数 | 250個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を100,000,000円で除した個数の合計数 |
| (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | ①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初金202,742円とする。 |
| (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は2005年7月26日から2005年8月25日までの東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(193,087円)を5%以上上回る額とした。 |

ご注意: この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。

- (5) 本新株予約権の行使により発行される株式の発行価額中の資本に組入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 本新株予約権の行使請求期間 2005年9月20日から2009年9月2日の営業終了時(預託地時間)までとする。但し、上記本新株予約権の行使請求期間は、(A) 当社が第7項第(4)号④(イ)、(ロ)又は(ニ)のいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、当該償還日の前営業日の営業終了時(預託地時間)まで、(B) 第7項第(4)号④(ハ)記載の本新株予約権付社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰上償還する場合には、繰上償還に要する書類が本社債の支払代理人に提出された時まで、(C) 第7項第(4)号②記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、(D) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする(但し、いかなる場合においても、2009年9月2日より後は本新株予約権を行使することはできない。)。各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
- (8) 転換価額の修正
- ① 2005年10月以降2007年8月まで(当月含む。)の毎月第3金曜日(以下本号において「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下本号において「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の出来高加重平均価格の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下本号において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が183,432.6円(以下本号において「下限転換価額」という。但し、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が202,742.0円(以下本号において「上限転換価額」という。但し、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
- ② 2007年9月以降2009年8月まで(当月を含む。)の毎月第3金曜日(以下本号において「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下本号において「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の出来高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下本号において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が96,543.5円(以下本号において「下限転換価額」という。但し、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が289,630.5円(以下本号において「上限転換価額」という。但し、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

ご注意: この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。

- (9) 転換価額の調整 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行し又は当社が保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (10) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件 消却事由は定めない。
- (11) 本新株予約権の行使請求により交付された株式の配当起算日
- ① 本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式に関する利益配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配(中間配当金)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在は6月30日(日本時間)及び12月31日(日本時間)に終了する各6ヶ月の期間をいう。)の初めに当社普通株式の交付があったものとみなして、これを支払う。
 - ② 上記①の規定にかかわらず、2005年6月29日に成立し、同年7月26日の公布から1年半以内に施行される会社法(平成17年法律第86号。以下「新会社法」という。)に基づく余剰金の配当(新会社法第454条第5項に定められた金銭の分配である中間配当金を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に扱うものとする。
- (12) 代用払込に関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の発行総額(額面金額総額) 250億円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額
- (2) 各本社債の額面金額 1億円
- (3) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。
- (4) 本社債の償還方法及び期限
- ① 本社債の満期償還 2009年9月16日(償還期限)に本社債額面金額の100%で償還する。
 - ② 買入消却 当社及びその子会社(代理契約書に定義される。)は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、かかる消却と同時に放棄される。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当該子会社は、その選択により、消却のために当該本新株予約権付社債を当社に交付することができ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、かかる交付と同時に放棄される。
 - ③ 債務不履行等による強制償還 本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の

ご注意: この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。

事由が生じた場合で、かつ、本新株予約権付社債の所持人(以下「本新株予約権付社債権者」という。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、本社債の支払代理人に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額で直ちに償還しなければならない。

④本社債の繰上償還

(イ)当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生の日より前に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還価額で繰上償還することができる。

2005年9月17日から2006年9月16日まで 103%

2006年9月17日から2007年9月16日まで 102%

2007年9月17日から2008年9月16日まで 101%

2008年9月17日から2009年9月15日まで 100%

(ロ)コールオプション条項による繰上償還

当社は、2005年9月17日以降、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上事前の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の103%の金額で繰上償還することができる。

(ハ)本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2005年9月17日以降、その選択により、当社に対し、償還日前14日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて本社債の支払代理人に提出することにより、その保有する本社債の全部又は一部を本社債額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。かかる償還を請求した本新株予約権付社債権者は、当該本社債の償還とともに当該本社債に付された本新株予約権を放棄したものとみなす。

(ニ)税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社に本社債に関する支払に関し、一定の特約に基づく追加金の支払の義務が発生し、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、いつでも、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額で繰上償還することができる。但し、本社債に関する支払をしたとすれば上記追加金の支払の義務が課せられる最も早い日から90日より前の日には、かかる償還の事前通知を行うことはできない。

(5) 社債券の様式 無記名式の新株予約権付社債券

(6) 社債の担保又は保証 該当なし。

(7) 財務上の特約 担保設定制限が付される。

8. 上場取引所 なし。

ご注意: この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の手取概算額 24,900,000,000 円の調達は、グループ事業の中長期的な継続的成長を実現するための設備投資などの先行投資資金や事業拡大に伴う運転資金の確保などを目的としております。特に、当社のコアビジネスの一つである「コムスン」における施設介護事業を注力事業と位置付けており、強化してまいります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項なし。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社並びにグループ会社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと位置づけており、安定した経営基盤の確保に配慮しつつ、利益水準に応じた安定配当を行うことを目標として実施してまいります。

(2) 内部留保資金についての考え方

内部留保資金につきましては、顧客の人材ニーズを的確に把握し最適な人材によるサービスを提供できるよう、社内体制の構築とシステム開発に充当するとともに、社内の人材に対する教育訓練に活用し、事業拡大に努めることを考えております。

(3) 過去3連結決算期間の配当状況

	平成 15 年 6 月期	平成 16 年 6 月期	平成 17 年 6 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	13,466.65 円	4,490.63 円	2,233.72 円
1 株 当 たり 年 間 配 当 金 (1 株 当 たり 中 間 配 当 金)	2,000 円 (1,000 円)	2,500 円 (1,500 円)	1,500 円 (750 円)
実 績 配 当 性 向	14.9%	55.7%	67.2%
株 主 資 本 利 益 率	14.5%	6.7%	3.9%

(注)平成 16 年 6 月期の 1 株当たり年間配当金については、期中に 1:3 の株式分割が行われているため、中間配当については株式分割前、期末配当については株式分割後の金額となっております。株式分割後で換算した場合、1 株当たりの年間配当金は 1,500 円相当になります。

(注)「1 株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。尚、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成 17 年 8 月 25 日現在の発行済普通株式総数に対する潜在株式数の比率は、当初の転換価額で全額が権利行使されたと仮定すると 19.39%となります。また、当初約 2 年間の上限転換価額及び下限転換価額で権利行使された場合、それぞれ 19.39%及び 21.43%となり、3 年目以降の上限転換価額及び下限転換価額で権利行使された場合には、それぞれ 13.57%及び 40.71%となります。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて当初の転換価額・上限転換価額・下限転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を、直近の発行済普通株式総数(636,043 株)で除した数値であります。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額 (千円)	増資後資本金 (千円)	増資後資本準備金 (千円)
平成 16 年 2 月 24 日(注)	444,330	14,118,990	3,577,179

ご注意: この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。

(注)：株式交換により株式会社コムスンを完全子会社化したことによる増加であります。

② 過去3決算期間の株価の推移

	平成 15 年 6 月期	平成 16 年 6 月期	平成 17 年 6 月期	平成 18 年 6 月期
始 値	404,000 円	471,000 円	280,000 円	202,000 円
高 値	480,000 円	877,000 円 ※441,000 円	283,000 円	218,000 円
安 値	330,000 円	445,000 円 ※201,000 円	176,000 円	178,000 円
終 値	470,000 円	284,000 円	203,000 円	196,000 円

- (注) 1 株価は、平成 16 年 3 月以前は日本証券業協会におけるものであります。
 2 ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。
 3 平成 18 年 6 月期の株価については、平成 17 年 8 月 25 日現在で表示しています。

4. 割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 名 称		Daiwa Securities SMBC Europe Limited	
割 当 金 額 (額 面)		金 25,000,000,000 円	
払 込 金 額		金 25,000,000,000 円	
割当予定 先の内容	住 所	5 King William Street, London, United Kingdom	
	代 表 者 の 氏 名	Chairman & CEO 大村 信明	
	資 本 の 額	109 百万 スターリングポンド	
	事 業 の 内 容	証券業	
	大 株 主	大和証券エスエムビーシー株式会社 100%	
当社との 関 係	出 資 関 係	当社が保有している 割当予定先の株式の数	-(注)
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	-(注)
	取 引 関 係	なし	
	人 事 関 係	なし	

(注)資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 8 月 23 日現在のものです。

以 上

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出は行われません。
 また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。

(別紙)

平成 17 年 8 月 26 日

各 位

有限会社折口総研
取締役 折口雅博

当社は、本日付で、大和証券エスエムビーシー株式会社から、デリバティブ契約の締結により、グッドウィル・グループ株式会社 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」)を買い付ける権利(CBコールオプション)を取得いたしましたので、お知らせいたします。

コールオプションの : グッドウィル・グループ株式会社
対象となる有価証券 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
オプション取得者 : 有限会社折口総研
対象数量 : 額面 247 億円
行使価格 : 1.05(額面 100 円につき金 105 円)
権利行使期間 : 平成 17 年 9 月 20 日から平成 19 年 8 月 24 日

本契約に基づくCBコールオプションを全額行使して取得したCBを全額当初転換価額で転換した場合、グッドウィル・グループ株式会社普通株式の 121,829 株(平成 17 年 6 月末における総議決権数 619,213 に CB 転換により増加する議決権数 121,829 を加えた転換後の総議決権数 741,042 の 16.44%)を取得することになります。

また、同じく上記権利行使期間における下限転換価額で転換した場合、同普通株式の 134,654 株(平成 17 年 6 月末における総議決権数 619,213 に CB 転換により増加する議決権数 134,654 を加えた転換後の総議決権数 753,867 の 17.86%)を取得することになります。

<有限会社折口総研の概要>

所在地 : 東京都大田区田園調布
代表者 : 取締役 折口雅博
資本の額 : 金 300 万円
主な出資構成 : 折口雅博(66.67%)及び家族(33.33%)

以上

ご注意: この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出は行われません。
また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に、基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本社債については米国における募集は行われません。